

【林野庁より周知】 ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

【周知その1】

3月15日付けの閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置について」に基づき、外国為替及び外国貿易法に基づく措置が実施されますので、周知いたします。

各措置の詳細については関係省庁のウェブサイトをご確認ください。

外務省：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001082.html

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315005/20220315005.html>

財務省：

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20220315_1.html

本件に関する問い合わせ先

輸出・国際局国際地域課新興地域グループロシア NIS チーム(電話:03-3502-5926)

【周知その2】

ウクライナ情勢に係る制裁措置については、これまで閣議了解の内容等を周知させていただいておりますが、関連して、経済産業省より、輸出貿易管理令等の改正に係る概要をまとめた別添の資料が共有されました。

資料の中には、武器等の日本から輸出禁止の対象となる品目リストもありますのでご参考までにお送りいたします。

各措置の詳細については関係省庁のウェブサイトもご確認ください。

経済産業省：<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007.html>

本件に関する問い合わせ先

輸出・国際局国際地域課新興地域グループロシア NIS チーム(電話:03-3502-5926)

【周知その3】

ウクライナ情勢について、3月18日付で閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置について」に基づき、外国為替及び外国貿易法による措置が実施されますので、周知いたします。

措置の詳細については関係省庁のウェブサイトをご確認ください。

外務省：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001089.html

財務省：

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20220318.html

本件に関する問い合わせ先

輸出・国際局国際地域課新興地域グループロシア NIS チーム（電話：03-3502-5926）